

青葉通駅前エリアのあり方検討協議会設置要綱

(令和3年5月19日市長決裁)

(設置)

第1条 青葉通駅前エリアにおける将来ビジョン、整備方針及び整備計画（以下「将来ビジョン等」という。）を官民が連携して検討するため、青葉通駅前エリアのあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 将来ビジョン等の策定に関すること
- (2) 将来ビジョン等の策定に必要な交通機能のあり方の検討及び社会実験の実施に関すること
- (3) その他将来ビジョン等の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、開発事業者、交通事業者、関係機関又は本市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会には、必要に応じオブザーバーを置くものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内で市長が定める期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長及び座長代理)

第5条 協議会に座長及び座長代理を置き、委員の互選によって定める。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 座長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 座長が必要と認めるときは、第2条に掲げる事項を実務的に検討するため、協議会に座長が指名する者により構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備局総合交通政策部交通政策課及び市街地整備部都心まちづくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から実施する。